

# 品川成年後見センターの「あんしんの3点セット」

「あんしんの3点セット」は、ひとり暮らしの高齢者や障害者の方のためのサービスです。将来の不安に備えたい方は、元気で判断能力があるときからのご利用をおすすめします。

**あんしんの3点セット**

- ① あんしんサービス契約
- ② 任意後見契約
- ③ 公正証書遺言作成支援

..... 「あんしんの3点セット」料金 .....

- 契約手続支援料 20,000円 (当初1回のみ)
- 基本料金1カ月 500円 (定期的なお元気確認 月1回)

## 1 あんしんサービス契約

- コーディネータが本人の状況や要望をお聞きし、「支援プラン」を作成します。それにもとづいてあんしんサービスを提供します。
- 定期的に判断能力の状態を確認し、適切な時々に任意後見制度につなげます。

定期的に訪問したり電話などで様子をお伺いします。

定期的な「お元気確認」



### ●「あんしんサービス」内容

**緊急通報システム設置**  
1カ月4,095円(原則)

緊急通報システム非常ボタンを押すと警備会社がかかけると同時に119番通報されます。

ひとり暮らしなので「いざ」という時にすぐ来てくれて安心。

**貸金庫の利用**  
1カ月500円

貸金庫を利用し保管、生活費の引き出しなどを行います。

お金が使わない預金通帳が何冊もあり、安心できる場所に保管できたらと思う。

# 「あんしんの3点セット」

1時間1人1,200円・交通費実費(原則として支援員2人で訪問します。)

## ●個別サービス

**急な入院時の手続き・入院費の支払い**

急な入院時の手続きや支払いを行います。

急に入院することになったら手続きや入院費の支払いはどうしたらいいかしら?

**定期的な支払い**

各種料金の手続きや、支払いを行います。

料金の支払いをつい忘れてしまう。

**引き下ろしお届け**

金融機関から現金を引き下ろし、自宅や病院等へお届けします。

資金庫に預けてある通帳から1ヶ月分の生活費をおろして持ってきてほしい。

**弁護士・司法書士・税理士等専門家の紹介**

登記手続きや確定申告の手続きを手伝ってほしい。

※相手先によっては、上記支援が行えない場合があります。

## 2 任意後見契約 p. 7-8

- 本人があらかじめ任意後見人とする品川区社会福祉協議会(以下「当会」という。)と、後見の内容について公正証書で契約しておくことにより、本人の判断能力が十分ではなくなった時に、その契約にしたがい任意後見人が援助します。
- 後見監督人の選任申立てにより任意後見契約の効力が発生した場合は、当会の「任意後見報酬額の決定基準について」にもとづく報酬月額が必要となります。

## 3 公正証書遺言作成支援 p. 13-14

- 公正証書遺言の作成手続きを支援します。
- 公正証書遺言は、死亡直後から発効するので葬儀、相続などについてあなたの希望が実行されます。

# 遺言書は最後の意思です

遺言はあなたの最後の意思を、残された人に伝え実現してもらうためのものです。  
遺言は死亡直後から発効されるので、相続や葬儀、埋葬の方法なども、あなたの希望が実行されます。

## 遺言書の種類

### 遺言書の扱い

遺言者の死亡  
遺言書の発見

#### 公正証書遺言

検認 [注1] の必要はない。

#### 自筆証書遺言

封印されたものはそのまま提出する。(封印されていないものは開封してもかまわない。)

#### 秘密証書遺言

そのまま提出する。

家庭裁判所に提出

#### 検認審判

相続人全員の立ち会いのもとに開封、内容を確認する。

## 公正証書遺言

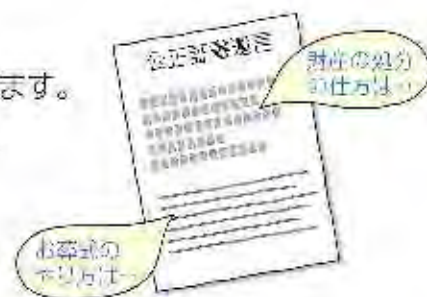
確実さを重視する公正証書遺言のメリット、デメリットを紹介します。

### ●メリット

- きわめて強力な証拠力があり、裁判になっても立証の必要がありません。
- 公正証書の原本は、公証役場に保存されますから紛失、偽造、変造などの心配がありません。
- コンピュータ化されているので、相続人であることを証明すれば全国どこでもこの公証役場に行っても遺言の有無の検索、原本にもとづく内容の確認ができます。
- 遺言者が公証役場に出向けないときは、自宅や病院に出張してくれます。(日当などがかかる)
- 家庭裁判所の「検認」が不要となります。(民法 1004 条 2 項)

### ●デメリット

- 自筆証書遺言と比較して、定められた手続きを要し、費用がかかります。
- 2名の証人(相続人や財産を受け取る人以外)が必要となります。



検認ってなに?

[注1] 検認とは、家庭裁判所が遺言書の存在と内容を確認することです。これは遺言が執行される前に遺言書の状態を確認し、偽造、変造を防ぐために行われるものです。なお、検認は上記のように一種の証拠保全手続きなので、遺言書の内容の有効性を確認するものではありません。したがって検認を受けたから遺言が有効であるとは限りません。

# 公正証書遺言の作成手順

公正証書遺言の手続きには、申請と作成の2回公証役場に行く必要があります。

## ●申請時に必要なもの

申請は内容を伝えられれば代理の方でも可です。

- (1) 遺言者の印鑑登録証明書
- (2) 遺言者と相続する人の関係がわかる戸籍謄本
- (3) 土地建物の登記簿謄本(借地の場合は土地賃貸借契約書)
- (4) 土地建物の固定資産税納付通知書
- (5) 預貯金(預け先)、有価証券などの明細を記載したメモ
- (6) 遺言内容の確定・財産の処理・祭祀の主宰者の指定・遺言執行者の指定 など

## ●作成時に必要なもの

本人が公証役場に行けない場合、公正証書作成手数料が1.5倍になります。

- (1) 遺言者の実印
- (2) 証人2人の立会い
- (3) 証人の印鑑(認印で可)
- (4) 費用
  - ① 公証証書作成手数料
  - ② 証人を紹介してもらう場合の謝礼金  
(証人1人につき5,000円から6,000円程度)  
未成年者・推定相続人、受遺者およびその配偶者・直系血族は証人になれません。  
適当な人がいない場合は、公証役場で紹介してもらうことができます。

### 公正証書作成手数料

法律行為の目的価額	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円

上記を超えるときは超額額5,000万円までごとに、次の金額が加算されます。

3億円まで	13,000円
10億円まで	17,000円
10億円を超えるもの	3,000円

注:目的価額は相続人または受遺者1人ごとに計算され、合計額が1億円までは、17,000円が加算された金額になります。

### 遺言者が1人の相続人または受遺者に全財産を承継させる場合の計算方法

計算例:遺産総額5,000万円の場合

手数料	29,000円
遺言加算	11,000円
正本謄本代	約3,000円
合計	約43,000円

## ●最寄りの公証役場

大森公証役場	大田区大森北1-17-2	大森センタービル2階	電話 03-3763-2763
目黒公証役場	品川区上大崎2-17-5	デンダンビル5階	電話 03-3494-8040
五反田公証役場	品川区東五反田5-27-8	第一五反田ビル3階	電話 03-3445-0021